

「松本市国土強靱化地域計画」とは？



意見募集期間：

令和4年1月19日から令和4年2月17日まで

Q どんな内容なの？

日本は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返しさいなまれ、「事後対策」を余儀なくされてきました。

自然災害の発生そのものを止めることはできませんが、事前の準備や対策に取り組むことで、被害を小さくし、早期に復旧することが可能です。

本計画は、大規模自然災害に備えて、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興等に関する取組みを、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組みとして定めて計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進するものです。

Q 市民生活にどんな影響を与えるの？

例えば、

●巨大地震や大雨に対して備えをしていないと・・・

- ・建物がたくさん壊れる
- ・水道や道路などが使えなくなり、ライフラインの停止・食べ物の不足など日常生活ができなくなる
- ・たくさんの命が失われる

●長期間、災害から立ち直れないと・・・

- ・ビジネス、物流、工場生産等が滞る
- ・被災地での不況が深刻化

こんな最悪の事態を避けるため、

災害に強く、しなやかなまちづくりを目指します！

一例として

- ・地震に強い建物、道路、水道を整備し、備える
- ・災害時の食料、飲料水、電力などの供給を備える
- ・被災後、速やかに復旧復興できるよう備える

ご意見
お待ちしております！



松本市国土強靱化地域計画（案）へのご意見を募集します

1 閲覧場所

松本市ホームページ

松本市危機管理課（松本市役所本庁舎別棟1階）

松本市行政情報コーナー（松本市役所本庁舎1階）

各地区地域づくりセンター

2 意見の募集期間

令和4年1月19日（水）～2月17日（木）

3 意見の提出方法

書面（電子メールを含む。）により、次のとおり提出してください。

(1) 電子メール kikikanri@city.matsumoto.lg.jp

(2) F A X 0263-33-1011

(3) 郵 送 〒390-8620 松本市丸の内3番7号

松本市役所 危機管理課 宛

※提出方法が郵送の場合は、令和4年2月17日（木）必着

(4) 窓口持参 危機管理課へ直接持参

4 意見を提出できる方

市内に在住、在勤、在学の方

5 留意いただきたい事項

(1) ご意見は計画（案）のどの部分についての意見か明記してください。

(2) 意見記録の正確さを期すため、電話や口頭によるご意見はお受けしておりません。

(3) ご意見を提出される方の氏名、住所、電話番号、事務所名等を明記してください。

※ 氏名等は公表しませんが、内容等が不明な場合は電話で問い合わせる場合があります。

提出の際は、「意見用紙」をご活用ください。

6 意見の公表

提出いただいたご意見等への個別の回答はいたしません。後日、募集の結果、意見の反映状況を市ホームページ等でお知らせします。

【お問合せ】松本市 危機管理部 危機管理課

電子メール kikikanri@city.matsumoto.lg.jp

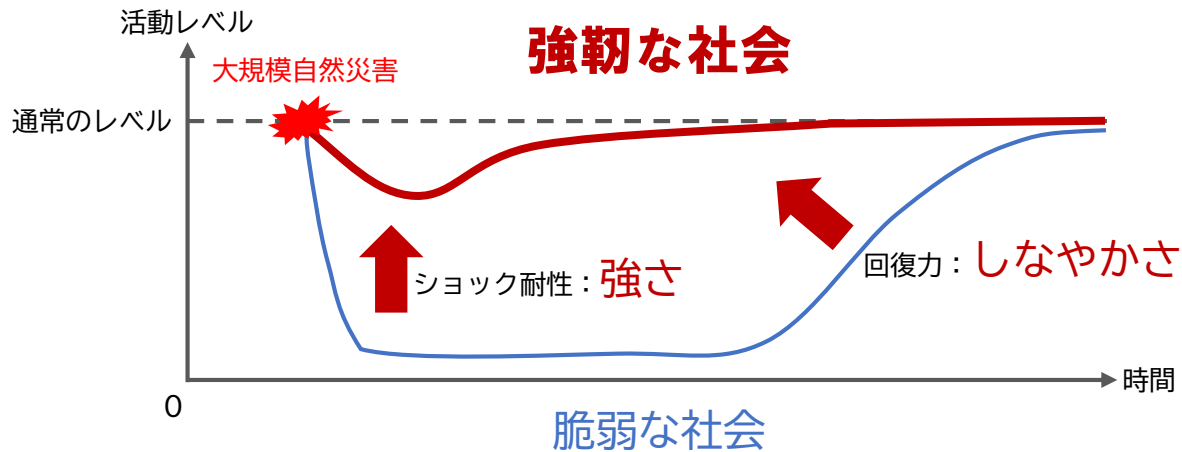
電話 0263-33-9119 FAX 0263-33-1011

松本市国土強靱化地域計画の 見直しについて

国土強靱化とは

大規模自然災害等に備えるため、

事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、**強靱な国づくりと地域づくりを推進するもの**



(参考)

- 「防災」は、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもの
- 「国土強靱化」は、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするもの

国土強靱化地域計画とは

公共施設の保全・更新や、地域における見守り活動の支援など、強靱化につながる平時からのハードとソフトの取組みを幅広く位置付けた、まちづくりの方向性を示す計画

(参考1)

国土強靱化地域計画と地域防災計画の比較

国土強靱化地域計画

社会経済システムの強靱化

⇒災害に強いまちづくり計画

- ・ 行政機能
- ・ 交通・物流
- ・ エネルギー供給
- ・ ライフライン など

- ・ 災害予防
- ・ 迅速な復旧・復興体制整備
- ・ 応急体制整備

地域防災計画

応急・復旧・復興対策

⇒災害対応策をまとめた計画

- ・ 組織体制
- ・ 役割分担 など

発災前

災害

発災後

(参考2)

国土強靱化地域計画の策定状況※

- ・ 都道府県 47/47
- ・ 市町村 1,435/1,741

※令和3年9月1日現在

(参考3)

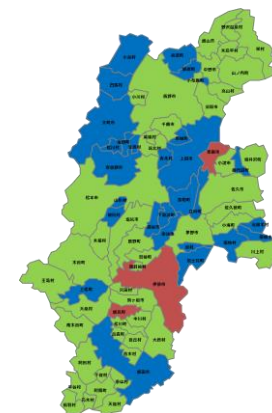
県内市町村の状況※

- ・ 策定済 49/77
- ・ 改訂済 3/77

未策定

策定済

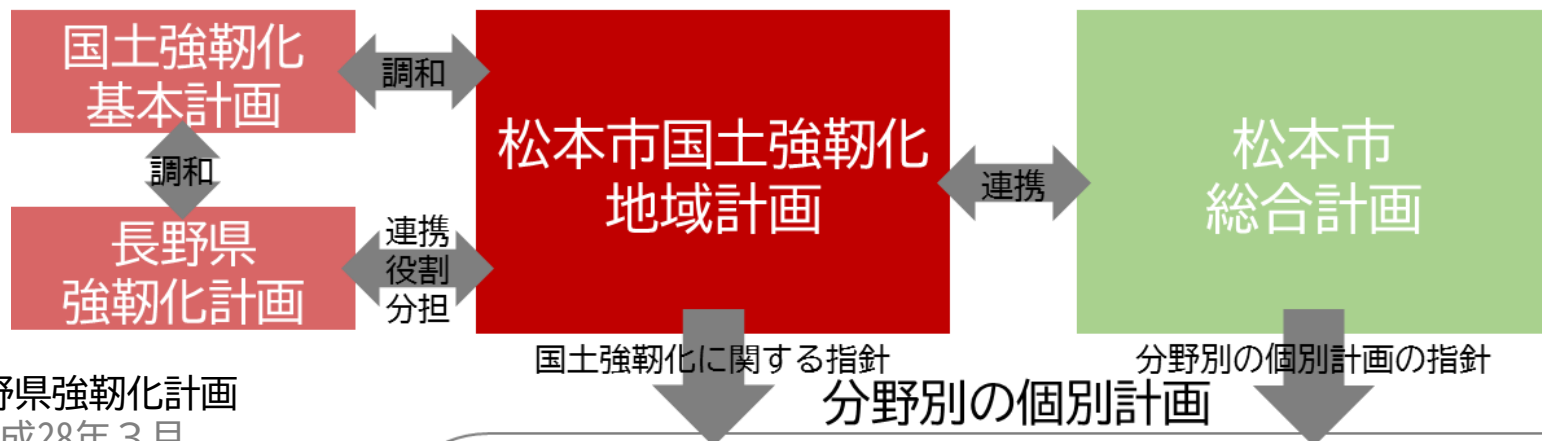
改訂済



計画の位置付け

国土強靱化基本法第13条に基づく任意計画

- ・ 国土強靱化の観点から松本市における分野別の個別計画等の指針となる計画
- ・ 国計画との調和（法第14条）、県計画、松本市総合計画と連携を図る



●長野県強靱化計画

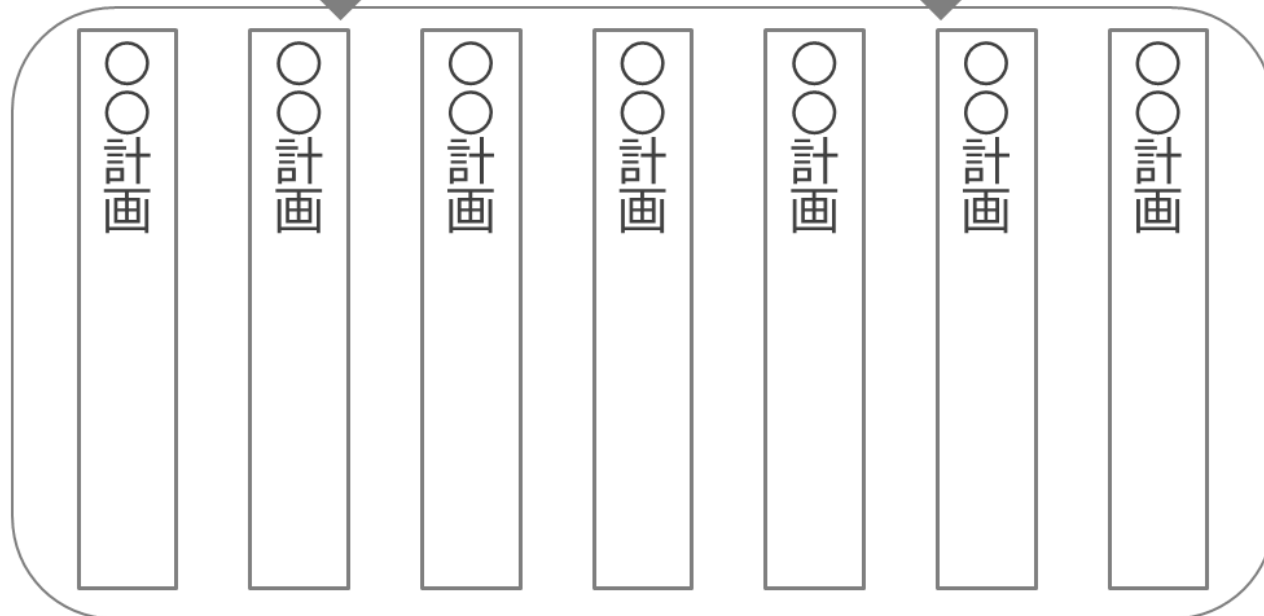
- ・ 平成28年3月 第1期計画策定
- ・ 平成30年3月 第2期計画策定

●国土強靱化基本計画

- ・ 平成26年3月 策定
- ・ 平成30年12月 変更

●松本市総合計画

- ・ 令和3年3月 基本構想2030 議決
- ・ 令和3年8月 第11次基本計画 策定



見直しの前提となる社会背景と見直しポイント (1/2)

- ・ 策定からの6年間で社会経済情勢等は大きく変化し、時代は大きな転換期
- ・ 見直しの前提となる社会背景を次のとおり捉え、計画に反映

過去の災害の教訓

- ・ 被災者等の健康・避難生活環境の確保
- ・ 災害廃棄物の処理

見直しポイント①

- ・ 避難者の健康管理に関する施策を追加
- ・ 災害廃棄物、復興体制に関する施策を追加

気候変動対策と防災対策の連携

- ・ 近年、気象災害が激甚化、頻発化
- ・ 気候変動の影響等による災害リスクの高まり
- ・ 松本市は2050年ゼロカーボンシティを目指す
- ・ 脱炭素社会への移行を見据えた気候変動対策と防災・減災対策の包括的な取組み

見直しポイント②

- ・ 「風水害・土砂災害」、「大雪・雪崩災害」を想定するリスクに追加
- ・ 避難所等市有施設への再生可能エネルギーの導入・災害時の活用に関する施策を追加
- ・ 治水対策（河川改修、ため池、ハザードマップ、避難情報、中山間地域、森林）、雪害対策（除雪）に関する施策を追加・拡充

デジタル化の加速

- ・ 情報通信技術の飛躍的な進歩に伴い、暮らしのデジタル化が急速に進展
- ・ DX・デジタル化は安全・安心な地域社会を実現するためのエンジン

見直しポイント③

- ・ デジタル化を活用した避難所管理、物資統制、被災者支援に関する施策を追加

見直しの前提となる社会背景と見直しポイント (2/2)

災害時の感染症対策の強化

- ・ 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大
- ・ 感染症と自然災害が同時に発生する複合リスクへの対策

見直しポイント④

- ・ 災害時の感染防止対策に関する施策を追加

価値観やライフスタイルの多様化

- ・ 人々の価値観やライフスタイルの変化、ニーズの多様化
- ・ 性の多様性に対する認知の広がり
- ・ 共助に対する意識の希薄化

見直しポイント⑤

- ・ 「多様な被災者に応じた施策の推進」を基本的な方針に追加
- ・ 外国人に関する施策を拡充
- ・ 性別、LGBTQへの配慮に関する施策を追加
- ・ 共助の根底となる地域住民の防災意識の醸成に繋がる施策を拡充

この他、従前の施策についても振り返りを踏まえて、見直しを実施

松本市国土強靱化地域計画—未来へつなぐ、強く、しなやかなまちづくり—【概要】(案)※赤字下線は見直し部分

第1章 はじめに

計画(案)P.1~P.2

1 計画の目的

国土強靱化地域計画は、松本市の災害リスクに対して事前に備えるべき目標を定めて、「強靱な地域」を創り上げるための計画

2 計画の位置付け

国土強靱化基本計画との調和、長野県強靱化計画及び松本市第11次基本計画との連携を図りながら、国土強靱化の観点から松本市における様々な分野の計画等の指針となる計画として位置付け

3 計画見直しの前提となる社会背景

時代は大きな転換期を迎え、変革のタイミング。計画見直しの前提となる社会背景を次のとおり捉え、時代に即した計画への見直しを図る

(1) 過去の災害の教訓

(2) 気候変動対策と防災対策の連携

(3) デジタル化の加速

(4) 災害時の感染症対策の強化

(5) 価値観やライフスタイルの多様化

第2章 国土強靱化地域計画の基本的な考え方

計画(案)P.3~P.4

1 国土強靱化の理念

① 人命の保護が最大限図られること。

② 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。

③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進するもの

2 基本的な方針等

事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりについて、以下の方針に基づき推進

(1) 国土強靱化地域計画の取組姿勢

短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む

(2) 適切な施策の組合せ

ア ハード対策とソフト対策を組み合わせる効果的に施策を推進

イ 地域における「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせる

ウ 非常時のみならず、平常時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

(3) 効率的な施策の推進

ア 社会情勢の変化、時間管理概念、施策の持続的な実施に配慮して施策を重点化

イ 既存の社会資本を有効活用

(4) 多様な被災者及び地域の特性に応じた施策の推進

ア 要配慮者(高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等)や、性別、LGBTQ(性的マイノリティ)に配慮

イ 環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の多様な機能を活用

ウ 豊かな自然環境、歴史及び文化・伝統を守り、次代に繋いでいくための施策を推進

3 基本的な進め方

PDCAサイクルを繰り返して、地域全体の取組みを推進

① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上、主たるリスクを特定・分析

② リスクシナリオと影響を分析・評価した上、目標に照らして脆弱性を特定

③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応策を検討

④ 課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応策について、重点化、優先順位を付けて計画的に実施

⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組みを見直し・改善

第3章 脆弱性評価

計画(案)P.5~P.7

脆弱性評価は、国土強靱化のために必要な施策を明らかにするプロセス。「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、次の枠組みにより実施

1 想定するリスク

糸魚川—静岡構造線断層帯における「地震災害」、焼岳及び乗鞍岳における「火山噴火災害」、「風水害・土砂災害」、「大雪・雪崩災害」などの大規模自然災害を想定

2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

大規模自然災害に対して、9の「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる37の「起きてはならない最悪の事態」を設定

第4章 脆弱性評価の結果と国土強靱化の推進方針

計画(案)P.8~P.126

1 脆弱性評価の結果と国土強靱化の推進方針

最悪の事態を回避するための施策(56施策)を設定し、脆弱性評価の結果(現状と課題)と国土強靱化の推進方針(施策の方向性)を記載

あわせて、松本市の取組状況を示す「現在の水準を示す指標」と推進方針に基づく主な事業(113事業)を記載

2 プログラムの重点化

プログラムは個別施策を最悪の事態ごとに部局横断的に整理した施策群

効率的・効果的に国土強靱化を進めるため、影響の大きさ・緊急度等に加え、松本市第11次基本計画において重点戦略と位置付ける「ゼロカーボン」、「DX・デジタル化」を踏まえ16のプログラムを重点化すべきプログラムとして選定

第5章 計画の推進と見直し

計画(案)P.127~P.128

1 国土強靱化の推進と他の計画等の必要な見直し

本計画は、国土強靱化の観点から他の計画等の指針となるべきものであるため、本計画における施策等の進捗状況を考慮して、必要に応じて他の計画等の修正を行うことにより、全庁を挙げて国土強靱化を推進

2 本計画の見直し

社会情勢の変化、策の進捗状況等を考慮し、おおむね5年ごとに見直す

3 各プログラムの推進とPDCAサイクル

各プログラムは部局横断的に連携して施策を推進し、PDCA サイクルを回す

4 国、県、周辺自治体、民間事業者、市民等との連携

市のみならず国、県、周辺自治体、民間事業者、市民等を含め、関係者が連携することによって、大規模自然災害等に強い安心・安全な地域づくりを推進